令和3年 多賀町議会9月第3回定例会会議録

令和3年9月3日(金) 午前9時26分開会

◎出席議員(12名)

1番	神糸	11	宗	宏	君	7	番	富	永		勉	君
2番	清	水	登り	人子	君	8	番	大	橋	富	造	君
3番	近	藤		勇	君	9	番	Ш	添	武	史	君
4番	木	下	茂	樹	君	1 0	番	Щ	口	久	男	君
5番	松	居		亘	君	1 1	番	Ш	岸	真	喜	君
6番	菅	森	照	雄	君	1 2	番	竹	内		薫	君

◎欠席議員(0名)

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町	長 久	保	久	良	君	福祉保健課長	林		優	子	君
副町	長小	菅	俊	$\vec{-}$	君	産業環境課長	飯	尾	俊	_	君
教 育	長 山	中	健	_	君	地域整備課長	藤	本	_	之	君
会計管理	者 奥	Ш	明	子	君	学校教育課長	吉	田		克	君
企画課	長 野	村		博	君	教育総務課長	本	多	正	浩	君
総務課	長 石	田	年	幸	君	生涯学習課長	大	岡	まり	b み	君
税務住民課	長 岡	田	伊夕	人	君	監査委員	寺	西	久	和	君

◎議会事務局

事務局長夏原伸幸 書 記村田朋子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定(9月3日~28日 26日間)

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 総務常任委員長報告

日程第6 産業建設常任委員長報告

日程第7 諮問第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 諮問第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9	諮問第49号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	同意第50号	多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
		について
日程第11	報告第51号	令和2年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金
		不足比率の報告について
日程第12	議案第52号	多賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
		条例について
日程第13	議案第53号	多賀町税条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第54号	多賀町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
		する条例について
日程第15	議案第55号	令和3年度多賀町一般会計補正予算(第4号)につい
		て
日程第16	議案第56号	令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算(第
		1号) について
日程第17	議案第57号	令和3年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算(第
		1号) について
日程第18	議案第58号	令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理
		特別会計補正予算(第1号)について
日程第19	認定第59号	令和2年度多賀町一般会計歳入歳出決算の認定につい
		て
日程第20	認定第60号	令和2年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
		の認定について
日程第21	認定第61号	令和2年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
		の認定について
日程第22	認定第62号	令和 2 年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
		出決算の認定について
日程第23	認定第63号	令和2年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認
		定について
日程第24	認定第64号	令和 2 年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出
		決算の認定について
日程第25	認定第65号	令和 2 年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出
	, , , , , , ,	決算の認定について
日程第26	認定第66号	令和2年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出
_		決算の認定について
日程第27	認定第67号	令和2年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
		決算の認定について

日程第28	認定第6	8号	令和2年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理
			特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第6	9 号	多賀町水道事業会計の利益の処分および令和2年度決
			算の認定について
日程第30	認定第7	0 号	令和2年度多賀町下水道事業会計決算の認定について
日程第31	発委第	2 号	多賀町議会基本条例について
日程第32	請願第	2 号	国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める
			請願
日程第33	陳情第	1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の
			充実を求める意見書の提出について (依頼)

(開会 午前 9時26分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年9月第3回多賀町議会定例会を開会いたします。

○議長(竹内薫君) 本定例会に町長より提出されました案件は、諮問案3件、同意案1件、報告案1件、議案7件、認定案12件であります。また、議会より提出いたしました案件は、発委1件、請願1件、陳情1件であります。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろし くお願いいたします。

(開議 午前 9時27分)

〇議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

〇議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

5番 松 居 亘 議員 6番 菅 森 照 雄 議員 を指名いたします。

○議長(竹内薫君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月30日に開催の議会運営委員会において、本日9月3日から28日までの26日間に決定していただいておりますので、そのようにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から28日までの26日間に決定しました。

○議長(竹内薫君) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

次の5点について報告いたします。

第1、請願については、お手元に配布しております請願文書表のとおり、請願1件を 受理しました。

第2、陳情については、お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情4件を 受理しました。

第3、6月、7月、8月に実施されました出納検査、定期監査の結果については、お 手元に配布しておりますとおり報告がありました。

第4、8月に実施された基金運用審査、決算審査、健全化判断比率等審査の結果につ

いては、お手元に配布しておりますとおり報告がありました。

第5、議員派遣については、お手元に配布しております報告書のとおり、議員派遣を 行いました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(竹内薫君) 日程第4 「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長(久保久良君) 本日、令和3年9月第3回多賀町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年の夏も連日猛暑が続いておりましたが、お盆の頃には一転して、前線による大雨が数日にわたって降り続くという異常な気象状況となり、8月14日、15日にかけ、まさにお盆のさなか、時間雨量50mmという猛烈な雨に見舞われ、多賀町におきましても災害対策本部を設置し、警戒レベル4の避難指示を出させていただきました。開設いたしました11か所の避難所には、54世帯68人の方が避難され、自ら身を守る行動を取っていただきました。また、消防団の皆様には、最小限の被害となるよう災害対応にご尽力を頂き、また各集落におかれましても、役員の皆様や自警団を中心として対応に当たっていただきました。まさにオール多賀で被害を最小限に食い止めることができたのではないかと、関係者の皆様に深く感謝を申し上げるところでございます。

今後も、大雨、台風などの自然災害は、頻度も規模も大きくなると言われております。 今回得た災害対応を再度検証し、次に生かさなければならないと考えております。行政 の役割を再確認し、多くの皆様の力が結集できるような体制づくり、被害の程度が今よ りも小さくなるための不断の努力と改善を努めてまいります。

開催か中止か国を2分する意見が出る中、1年延期をして開催されました東京202 0オリンピックは、7月23日の開会式から8月8日の閉会式までの17日間にわたり、 熱戦が繰り広げられました。滋賀県彦根市出身の大橋選手が2種目で金メダルの栄冠に 輝かれるなど過去最高のメダル獲得数となり、コロナ禍の日本に明るい話題を提供して くれました。大橋選手は、滋賀の子どもたちに向け、「練習環境が恵まれていない地方 からでも世界で戦える気持ちを届けられたら」との願いを述べられ、地方に住む私たち 大人も大きな希望を持つことができました。スポーツだけでなく、あらゆる分野で、地 域の良さ、地方の潜在能力を引き出し、町民の皆様お一人お一人の力を結集して、第6 次多賀町総合計画に掲げる将来像、輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来の 実現に向け努力してまいります。

現在、全国で爆発的な感染拡大となっております新型コロナウイルス感染症でありま

すが、多賀町におきましても8月に入り急速に感染者が増加し、昨年度からの累計で2 8人の陽性者が出ております。急速な感染拡大により、医療機関の病床数は逼迫状態となり、とにかく感染者数を減らすことが喫緊の課題となっております。

現在、滋賀県には緊急事態宣言が発令されております。国や県からは、飲食店等の休業や商業施設などの営業時間短縮が要請されております。人流を抑え、一人一人が接触する機会を減らす努力が求められます。多賀町でも、これらの国や県の要請を受け、住民の皆様に行事や会合、清掃活動などの屋外活動も含め、開催の延期や中止をしていただくよう、町としても要請をさせていただきました。また、公民館や図書館などの公共施設も閉鎖させていただいております。12日までの間、ご不便をおかけいたしますが、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出をいたしました議案は、令和2年度一般会計決算の認定をはじめ、合わせて24件でございます。いずれも重要な議案でございますので、慎重な審議を頂き、適切なご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは開会に当たり、本日提出をいたしました議案のうち、令和2年度一般会計決算の概要および主要施策の実施状況ならびに最近の行政の現状について、ご報告申し上げます。

まず、令和2年度一般会計決算の概要と主要施策の実施状況についてであります。後 ほど会計管理者から決算額について説明がございますので、概要のみ申し上げます。

一般会計決算の歳入決算額は59億4,453万円で、これに対する歳出決算額は56億5,992万円となり、歳入歳出差引2億8,461万円となります。このうち、繰越事業に充てる財源3,671万円を除いた実質収支の額は2億4,790万円となりました。令和2年度の町税の決算額は17億9,228万円となり、歳入全体の30.2%を占めますが、前年度と比較しますと1億5,080万円、7.8%という大きな減収となっております。

現在も収束が見通せない状況にありますが、まさに令和2年度はコロナ禍の1年となりました。3密を回避するために恒例となっておりました各種事業を中止せざるを得なくなり、それと引換えに、コロナ感染症の影響を緩和するための事業に総力をもって当たってまいりました。春には品薄で高騰したマスクやアルコール消毒液の配布、引き続き行いました10万円の定額給付金の交付におきましては、いち早く町民の皆様に現金をお届けすることができました。その後、コロナの影響を受ける方々への支援金の交付、秋からは地域経済の活性化を目的とした商品券の配布や新しい生活様式のためのキャッシュレスポイント付与など、1年を通してコロナ感染症と向き合う中での、その時々で変化していく必要な施策に取り組んでまいりました。

このようなコロナ対策事業の実施に伴い、令和2年度の決算額は歳入歳出とも、過去 最大の規模となっております。事業を実施するための財源は、国の地方創生臨時交付金 を活用するなど歳入確保に努め、経済の落ち込みによる税収減を想定した財政運営を進 めてまいりました。町内の企業におかれましても、厳しい事業環境の中での経営に大変 苦慮され、結果として法人住民税で令和元年度比マイナス1億7,434万円、44. 8%の大きな落ち込みとなっております。しかしながら、このような厳しい中ではあり ますが、町税全体の収納率は99.39%とほぼ前年並みの収納率を維持することがで き、町民の皆様や企業の皆様の高い納税意識に感謝を申し上げるところでございます。

令和2年度はこのように税の減収が大きくなった1年でありましたが、今必要な施策に集中した取組を進めることにより、財政収支の均衡、歳出削減努力により、基金への 積立て、地方債残高の減少など、健全財政を堅持できたものと思っております。

なお、昨年度実施をしました主な事業につきましては別添の決算概要に記載している とおりでありますが、特に主だったものについてご説明を申し上げます。

令和2年度は第5次多賀町総合計画の最終年であり、人口減少や少子・高齢化対策、そのほか本町が抱える様々な課題解決に向け、子どもからお年寄りまでが希望を持って生き生きと心豊かに暮らせることを念頭に事業を実施してまいりました。特に、これからの10年の多賀町の将来像を定める第6次多賀町総合計画の策定をはじめ、国のGIGAスクール構想の推進のための児童、生徒に1人1台のコンピューター端末の配備や、それに合わせた校内LAN整備、また若者世帯の転入増加に伴う未就学児の増加に合わせ、多賀幼稚園の認定こども園化と新たな公園整備の2つの事業をスタートさせました。多賀町の将来を担ってくれる子どもたちが将来にわたって希望を持って健やかに成長する環境を整えるために、引き続き努力してまいります。

最後に公債費では、長期債の償還元金4億4,705万円と利子3,510万円を償還しました。なお、新規発行債は4億689万円で元金償還額を下回ったため、地方債残高は4,016万円減少して52億3,962万円となったところであります。

また、令和2年度末の主な基金残高は、財政調整基金10億7,749万円、減債基金6,035万円、社会福祉基金9,980万円、また公共施設等維持管理基金1億1,837万円となっております。

さきにも申しましたが、令和2年度は厳しい財政状況ではありましたが、地方債の減少、将来に向けた基金の上積みを着実に進められたものと考えております。

以上、令和2年度の決算の概要を申し上げました。

続いて、最近の行政事情について、ご報告いたします。

企画課所管では、山間地域の活性化に向けた里づくり魅力化プロジェクトにおきましては、県立大学の協力を得て地域の方々が主体的に取組をされ、少しずつではありますが、具体的な事業が進められてまいりました。人が集い地域の魅力や情報を発信する拠点として、大滝神社旧宮司宅をお借りすることができ、今後、改修工事を進める予定であります。また、大滝小学校の給食をモチーフにしたお弁当の販売事業では、既に試作を終えられ、より具体化へと進められております。

このような進捗状況を受け、今議会に補正予算を上程させていただいております。後

ほど担当より詳細の説明をいたしますので、慎重なご審議をお願いいたします。

地域の活性化を進めるには、やはり地域の皆様のお力が必要であります。町としてそのような地域の皆様とともに手を取り合って、将来にわたる持続可能なまちづくりを進めたいと思っております。

福祉保健課所管では、高齢者対象の新型コロナウイルスワクチンの集団接種を6月28日に終了し、7月26日から9月28日までの間、基礎疾患を持つ方を含む満12歳以上の方を対象にワクチン接種を実施しております。より多くの方々が早期に接種していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

また、令和3年度の特定検診とがん検診等の健診につきましては、緊急事態宣言の発令などで予定どおりのスタートができない状況にあります。しかしながら、緊急事態宣言が解除された後には速やかに健診を進めます。6月定例会にもお話をさせていただきましたが、健康維持増進のためには、まず毎年健診を受けていただくことが重要であります。特に数年間、10年以上、健診や医療機関を受診されない方には、ぜひ健診を受けていただきたいと思います。引き続き、個別訪問や電話で受診勧奨に取り組んでまいります。

産業環境課所管の農業関係では、今年産から本町のふるさと納税の返礼品として、人気の定期配送便のお米を加える準備をしております。米需要の回復に少しでもつながるような施策に挑戦してまいりたいと考えております。

商工観光におきましては、緊急事態宣言の発令により、飲食店への休業要請や営業時間の短縮、酒類提供の自粛が要請されております。コロナ禍におきまして、商店や飲食店は1年半に及ぶ長い自粛要請により厳しい経営状況が続き、まさに非常事態であります。それぞれの立場でできる範囲の支援を、あらゆる方面からしていくことが大切だと思います。町民の皆様にも町内の商店、飲食店に目を向けていただき、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

地域整備課所管では、さきに申しました8月14日から15日の豪雨により、町内各地において水路および道路側溝があちこちで冠水する事態となりました。近年、大雨被害が頻発し、線状降水帯の発生による長時間の大雨や台風の巨大化など、明らかに過去とは違う気象状況になってきております。今後も同様の気象状況に見舞われることを前提に、町といたしましても雨水処理への取組が必要であると考えております。

次に教育委員会所管におきましては、はじめに学校、園での新型コロナウイルス感染症対策についてであります。基本的な感染対策が最も効果的であることから、毎日の健康観察、マスクの着用、手指の消毒、教室の換気、施設の消毒等を継続して実施して、引き続き感染防止対策の徹底を図ってまいります。

次に(仮称)久徳認定こども園の整備事業の進捗でありますが、現在、設計者を決定 し、保育現場の意見も取り上げながら詳細な設計に入っており、年内にはおおむね設計 が出来上がる予定であります。また、県道からの新しい取付道路につきましては既に入 札を終え、年内に完成するよう進めているところであります。引き続き、令和5年度の 開園に向け、住民、子どもたちのためにはより良い就学前教育の在り方とは何か、どの ような園づくりを目指すのかなどのソフトの検討にもしっかり取り組んでまいります。

最後に生涯学習課所管でありますが、現在、第2次生涯学習推進基本計画の策定に向け作業を進めております。本計画は第6次多賀町総合計画を上位計画とし、まちの将来像を生涯学習、社会教育の視点から位置づける重要な計画になります。この計画におきましては、令和5年に開園する都市公園との共存も視野に入れ、子どもから大人へと続く、まさに生涯にわたる学びと実践の拠点として公民館結いの森を位置づけ、社会教育・生涯学習を1つの軸としたまちづくりを進めてまいります。

以上、9月議会定例会の開会に当たり、令和2年度決算の概要と行政の近況について、 ご報告を申し上げました。

なお、本日提案をさせていただきました議案の内容につきましては、時間の関係上、 説明を割愛させていただきますが、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご 審議をお願い申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。あり がとうございます。

- ○議長(竹内薫君) これで行政報告を終わります。
- ○議長(竹内薫君) 日程第5 「総務常任委員長報告」を行います。

閉会中における継続調査の結果について、報告を求めます。

5番、松居亘総務常任委員長。

〔総務常任委員長 松居亘君 登壇〕

○総務常任委員長(松居亘君) 閉会中における総務常任委員会の調査結果を、会議規則 第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

7月15日午前9時より、委員全員と、執行者側より副町長、福祉保健課長、担当職員の出席を求め委員会を開催いたしました。

今回の調査では、福祉保健課所管の事務調査として、介護保険制度、成人保健事業、 社会福祉事業、児童福祉事業についての説明を求め、質疑応答を行いました。

最初に、介護保険制度について説明、質疑を行いました。

まず初めに、森係長から介護保険制度について説明がありました。介護保険は、介護を必要とする人が少ない負担で介護サービスを受けられるように社会全体で支えることを目的とした保険制度である。要介護認定を受けた場合、自己の収入に応じた負担割合で介護度に応じた介護サービスを受けることができる。介護保険財源のうち半分が保険料、もう半分が公費となっていて、公費のうち半分が国庫負担、残りの半分を県と町で負担している。65歳以上である第1号被保険者の介護保険料は自治体ごとに定めていて、多賀町は現在月額6,100円である。多賀町の第1号被保険者は2,500人、40歳から64歳までの第2号被保険者は2,200人である。最近3年間における多賀

町の要介護認定率は大幅に下がっており、地域包括支援センターの対応や介護予防事業 の推進により給付費の抑制につながっていると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、多賀町は他市町に比べて要介護認定率は低いが保険料は高い方であると思われるがとの質疑に対し、多賀町は1人当たりの介護給付費が高く、施設に入所されている方の割合が多い。在宅より施設の方に給付費がかかる。認定率が低いというのは元気な高齢者が多いということですと答弁がありました。

また、委員から、多賀町には介護施設が2箇所あり、町外からの入所者も多い。その人たちの給付費扱いはとの質疑に対し、町外からの入所の方は住所地特例で多賀町の被保険者ではないという扱いになっていて、元住所の市町の負担となっていますと答弁がありました。

また、委員から、元気な高齢者を増やすことが認定率の低下と保険料の抑制につながると思うが、その対応はどのように考えているのかとの質疑に対し、元気な高齢者を増やしていくために、後期高齢者医療との連携により健康づくり事業に取り組んだり、若い世代から健康づくりに前倒しに勉強していくということで、健康づくり推進協議会での取組を行っている。また、後期高齢者の健康づくりに向けて、今年度、保健師を1名募集し、来年4月より人事面を充実させて積極的に取り組んでいくと答弁がありました。

2番目に、成人保健事業について説明、質疑を行いました。

大田課長補佐から説明がありました。検診関係では胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、肝炎ウイルス、骨粗しょう症、歯周病の検診と特定検診、スマート健診、後期高齢者健診を行っている。健康相談では栄養相談と骨こつセミナーを、健康教育では特定保健指導、生活習慣病予防教育、訪問指導などを行っている。そのような中で、本年度は特定検診を8月から12月にかけて行い、県下1位の受診率をさらにアップするため、健診未受診かつ医療機関にかかってない方に対し、訪問もしくは電話で勧奨を行っていきます。また、昨年度より導入した医療機関にて行う内視鏡による胃がん検診も行います。新規事業として、多賀町がん患者医療用補正具購入費助成事業と健診早分かりガイドの作成を行います。その他、重症化予防対策訪問事業や健康教室、特定保健指導などを行っていきますと説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、直近3か年の特定検診の受診率はとの質疑に対し、平成29年度は61. 6%、平成30年度は61.1%、令和元年度は58%ですと答弁がありました。

また、委員から、一生懸命に健康に努力されている方への恩恵はとの質疑に対し、健 診に来られている方に野菜摂取率を上げるために野菜苗をプレゼントしていますと答弁 がありました。

3番目に、社会福祉事業について説明、質疑を行いました。

小菅課長補佐から説明がありました。社会福祉事業を行っている団体は、多賀町民生

委員児童委員協議会、多賀町社会福祉協議会、保護司会、多賀町赤十字奉仕団、社会を明るくする運動多賀町推進委員会があり、それぞれの団体が年間を通じていろいろな事業に取り組んでいただいている。また、本年4月より、高齢者・障がい者への虐待などの権利侵害や成年後見の利用など、権利擁護に関する専門相談機関として、彦愛犬権利擁護サポートセンターが開設された。その他、生活保護や戦没者等の遺族に対する特別 弔慰金にも取り組んでいると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、民生委員がごみ袋を配っていて、もらっている方ともらっていない方があるとのことだが実態はとの質疑に対し、社会福祉協議会に見守りが必要な対象者のリストがあり、それに基づいて配っていると答弁がありました。

また、委員から、生活保護は増えているのか、生活保護のハンドブックはあるのかとの質疑に対し、多賀町は減ってきている。福祉保健課の窓口に県から配布された生活保護のしおりを置いといて、社会福祉協議会と一緒に相談に乗っていると答弁がありました。

4番目に、児童福祉事業について説明、質疑を行いました。

小菅課長補佐から説明がありました。児童手当は中学校卒業までの児童を養育している方に支給されている。3歳未満は月額15,000円、3歳以上小学生以下は10,000円と15,000円、中学生は10,000円となっている。令和2年度の受給者数は616人で、児童述べ人数12,031人となっている。児童扶養手当は離婚などにより独り親家庭になった家庭の親、または親に代わってその児童を養育している方、あるいは父または母が身体などに重度の障がいがある家庭に、児童の健やかな成長を願って支給される。特別児童扶養手当は20歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障がいをお持ちのお子さんを監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方が手当を受けることができる。その他、児童福祉事業として、愛犬地域養育事業、多賀町次世代育成支援事業などを行っていると説明がありました。

質疑応答に入りました。

委員から、児童手当と児童扶養手当の所得制限の見方で、扶養親族等の判断はどのように行うのかとの質疑に対し、確定申告で判断すると答弁がありました。

以上で福祉保健課所管に関する事務調査は終了いたしました。

以上をもちまして、閉会中における総務常任委員会の調査結果報告を終わります。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

- ○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
- O議長(竹内薫君) 日程第6 「産業建設常任委員長報告」を行います。 閉会中における継続調査の結果についての報告を求めます。

6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 菅森照雄君 登壇〕

○産業建設常任委員長(菅森照雄君) 閉会中における産業建設常任委員会の調査結果を、 会議規則第77条の規定により報告いたします。

7月12日午後1時30分より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、 町長、副町長、産業環境課長、課長補佐出席の下、産業環境課所管事業、林業施策、木 材乾燥庫と原木流通土場についての調査を行いました。

課長から、平成24年度より町内事業者と森林資源循環システム構築に関するワーキ ンググループを立ち上げ、木材利用について様々な角度から検討し、平成28年度から 検討内容の具体化を図るべく地方創生推進交付金を活用し、森林を生かしたまちづくり を目標に、林業従事者確保のための人材育成、木材製品の開発や商品化および販売の事 業展開を行ってきたが、新たな課題として、町内に原木流通を行う施設がなく、ほとん どの木材加工を町外の市場や製材工場へ出荷、また町内に木材乾燥施設や加工機械がな く木材加工ができない、多賀町産木製品の販売力が乏しく町産木材の需要拡大につなが る情報発信ができていないなどの課題解決のため、幅広く柔軟な事業展開が可能な民間 主導の組織が必要であることから、令和2年9月30日に多賀森林循環事業協同組合が 設立され、事業協同組合を核とした新たな地域再生計画を作成することにより、国の地 方創生推進交付金の採択を受けることができ、今回の事業では原木の選木、仕分、有利 な販売を行うために必要な原木流通土場の整備、太陽熱を利用した木材乾燥庫の導入、 事業者の要望に合わせた製材、加工を行う製材加工施設の導入、町産木材の需要拡大に つながる新商品の開発、人材育成など森林資源の循環を目指し、地方創生推進交付金の 期間は令和2年度から令和4年度の3年間で、多賀町産木材の活用と林業の活性化を目 的に、町内事業者の製材品の加工、製材技術者の養成などの事業を行う。木材乾燥庫に ついては富之尾地先小林製材所内にあり、奥行き8m64㎝、高さ3m21.3㎝、幅 3 m 9 2 cm、工事費 8 6 1 万 5, 2 0 0 円で建設。また、原木流通土場はエフベーカリ 一奥町有地で、原木の選別、仕分、運搬など低コスト化を図るとの説明がありました。 主な質疑では、現在までの乾燥量はに対し、乾燥試験など10から20㎡、今年度は ノウハウの確立のため約60㎡。

また、委員から、建築様式も変わっている。販売先の確保、需要見通しはに対し、多 賀産材を使いたいという業者もいる。積極的に呼びかけていく。

また、委員から、地方創生交付金、2年度は乾燥施設、3年度はグラップル、3年目の事業と補助率はに対し、木材高次加工機械の導入と木の積み木のおもちゃKUMINOの製造拡大など、さらなる販売戦略事業の展開と推進、補助率は2分の1であるとの答弁がありました。

また、委員から、土場は町有地である。どこに貸しているのか、賃貸契約はに対し、 多賀森林循環事業協同組合に令和2年11月から無償で貸している。実証実験中であり、 町民に誤解を与えることのないよう必要に応じ借地料を徴収することになると思う。また、令和5年度以降については改めて契約協議を行っていくとの答弁がありました。

また、委員から、森林環境譲与税の使途はに対し、造林に対する補助金などであり、 森林整備、境界の明確化、多賀産材での新築費用などである。

また、委員から、3年目以降、町としての関わりと今回購入したグラップルの維持管理費はに対し、町が所有、協同組合が管理、技術を磨いてもらうため無償、燃料費や修理費は協同組合に負担していただくことを考えているとの答弁がありました。

次に、木材乾燥庫の現場視察では、組合担当者から、木材乾燥庫は室内湿度84%、温度41.4℃、乾燥期間は約2週間から3週間で80%から20%になる。夏場は65℃前後になり、太陽光と除湿器1台、冬場はエアコン4台、主に約40㎜前後の板材を乾燥、また森林組合と山林組合で多賀町の産地を明確化、伐採、製材、乾燥、製品、販売、地産地消を行う。また、今後の展開として、端材を有効活用し、KUMINOというピースを組み合わせる積み木のようなおもちゃを製品化し、杉の子作業所との林福連携を図れればと考えているとの説明がありました。

主な質疑では、外注の時とのコスト削減はに対し、運搬、乾燥は材料費の倍くらいかかっていたが、電気代だけで済む。普通、燃料代は20万円ぐらいかかると聞いている。 6月の電気代は6,000円かかっていない。夏場は4,000円程度で、冬場の多いときでも2万5,000円から4万円。

木材流通土場では、森林組合担当者から、切り出した原木を産地別に選別、市場に出荷する原木、ベニヤとして利用する原木、チップとして利用する原木に選別し市場に直送、以前はびわ湖東部森林組合僧房支所に置いていたが、直接多賀の土場まで大型トラックで取りに来てもらえることもあり、コストダウンが図れるとの説明がありました。

主な質疑では、敷地面積はに対し、1.5 ha。

また、委員から、現在の木材価格はに対し、2割から3割高くなっているとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、委員会を終了しました。

以上で、閉会中における産業建設常任委員会の調査結果報告を終わります。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7 「諮問第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、 日程第8 「諮問第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、 日程第9 「諮問第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、 いずれも人権擁護委員の推薦についてであります。一括議題といたします。 3 案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長(久保久良君) 「諮問第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第1項の規定に基づき、法務大臣が委嘱することとされております。その委嘱に当たりましては、当該市町村の議会の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から議会の意見を聞いて町長が推薦することとなっております。

今回の推薦に当たり、現在、人権擁護委員としてご尽力を頂いております西河仲市氏が令和3年12月31日をもって退任されることによるものです。これまでの人権擁護、人権推進に意欲的に取り組まれました業績に対しまして、深く感謝の意を申し上げる次第でございます。

後任といたしましては、人格見識が高く、広く社会の実績を通じ人権擁護に理解のある桂富江氏を適任と考えますので、同法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、「諮問第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、 ご説明申し上げます。

この案件につきましても、人権擁護委員を推薦することについて議会の意見をお願い するものでございます。

本件の推薦でございますが、現在、人権擁護委員としてご尽力を頂いております藤澤 道子氏の任期が、令和3年12月31日をもって満了することになります。これまでの 同氏の人権擁護、人権推進に関する業績は高く評価されるもので、引き続き適任者と考 えますので、同法第6条第3項の規定により、議会の意見を賜りますようよろしくお願 い申し上げます。

「諮問第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

この案件につきましても前2案と同様、人権擁護委員を推薦するに当たって議会の意 見をお願いするものでございます。

本案の推薦は、現在、人権擁護委員としてご尽力を頂いております多賀節子氏の任期が、令和3年12月31日をもって満了することとなります。これまでの同氏の人権擁護、人権推進に関する業績は高く評価されるもので、引き続き適任者と考えますので、同法第6条第3項の規定により、議会のご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより3案について質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「諮問第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「諮問第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、諮問第47号は適任とすることに決定しました。

次に、「諮問第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「諮問第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、諮問第48号は適任とすることに決 定しました。

次に、「諮問第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「諮問第49号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

- ○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、諮問第49号は適任とすることに決 定しました。
- ○議長(竹内薫君) 日程第10 「同意第50号 多賀町教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長(久保久良君) 「同意第50号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

平成25年10月1日より2期8年という長きにわたり教育委員としてご尽力を頂いております土田勝一氏は、本年9月30日をもって任期が満了となり、今回の任期をもって退任されることとなりました。土田委員には、教育委員として、行政全般にわたる幅広い見識で当町の教育行政に熱意を持って当たっていただき、その功績は高く評価するものでございます。改めて、土田氏に深く感謝の意を申し上げます。

委員の後任を務めていただく方には、地方自治の本旨に理解があり、人格が高潔で教育に関して識見を有する方として安田良介氏を適任者と考えます。同氏は会社経営に従事するかたわら、平成12年には多賀町出身者としては初の彦根青年会議所理事長に就任され、地域経済の発展はもとより社会貢献活動についても積極的に寄与されました。その後も、多賀中学校PTA会長、多賀町青少年育成町民会議委員をはじめ、第5次多賀町総合計画策定委員、多賀町環境審議会委員など、当町の教育および行政全般に関わっていただき、当町発展にご尽力を頂いております。

このような幅広い経験と知見を活かし、当町の教育行政に対して適切な指導、提言を 行っていただけるものと考えておりますので、今回、安田良介氏を適任者と考え、地方 教育行政の組織および運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきご提案を申し上げ、 同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

O議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「同意第50号 多賀町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、 同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、同意第50号は同意することに決定しました。

暫時休憩を取らせていだきたいと思います。

再開は議場の時計で10時35分とさせていただきます。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○議長(竹内薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 「報告第51号 令和2年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金 不足比率の報告について」を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

〇総務課長(石田年幸君) 「報告第51号 令和2年度多賀町の財政の健全化判断比率 および資金不足比率の報告について」、ご説明を申し上げます。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率および資金不足比率について報告するものでございます。この指標は、毎年度、決算ごとに算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければならないとされておりますので、令和2年度の各会計決算による指標を別紙の監査委員の意見を付け報告させていただきます。

まず、健全化判断比率の指標で、実質赤字比率および連結実質赤字比率につきまして は、いずれの会計におきましても収支が黒字決算となっていることから、数値には表れ ておりません。

また、実質公債費比率は、前年度から0.3ポイント減少して7.4%と改善をしております。

将来負担比率におきましても7.4ポイント減少して53.2%と改善が見られ、いずれの算定結果も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率につきましては、いずれの会計におきましても資金不足額がなく、 数値には表れておりません。

このように、令和2年度の算定数値から健全財政を維持できたところですが、今後に おきましても、重要な意義を持つ財政指標の数値に留意して財政の健全化を堅持してま いりたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

〇議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「報告第51号 令和2年度多賀町の財政の健全化判断比率および資金不足比率の報告について」の報告を終わります。

○議長(竹内薫君) 日程第12 「議案第52号 多賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長(石田年幸君) 「議案第52号 多賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、ご説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、令和4年4月1日施行の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の改正によるもので、今回の改正により恩給・共済年金担保融資制度が廃止されることから、本条例中で規定されている条文の削除を行うものでございます。

改正内容につきましては、第3条第2項中のただし書を削除するものです。

付則では、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

O議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第52号 多賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長(竹内薫君) 日程第13 「議案第53号 多賀町税条例の一部を改正する条例 について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長(岡田伊久人君) 「議案第53号 多賀町税条例の一部を改正する条例 について」、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴うもので、今後施行されていくことにより、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、個人町民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し および医療費控除の特例、セルフメディケーション税制の延長等について、所要の改正 を行うものでございます。

第24条第2項では、個人町民税の均等割の非課税の範囲のうち国外居住親族の取扱いを見直すための規定整備で、扶養控除の対象外となる国外居住親族は非課税限度額の 算定基準から除外することとされたものでございます。

第34条の7第1項につきましては、特定公益増進法人等に対する寄附金の範囲の見直しに伴うもので、独立行政法人、地方独立行政法人、公益社団法人等に対する出資に係るものは寄附金控除から除く改正でございます。

第36条の3の3第1項および付則第5条も、非課税限度額等における国外居住親族 の取扱いの見直しにより改正するものでございます。

付則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、セルフメディケーション税制を令和9年度まで延長するものでございます。

施行期日につきましては、第34条の7第1項付則第6条の改正規定は令和4年1月 1日から施行し、第24条第2項、第36条の3の3第1項、付則第5条第1項の改正 規定は令和6年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

〇議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

O議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第53号 多賀町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

- ○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(竹内薫君) 日程第14 「議案第54号 多賀町下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長(藤本一之君) 「議案第54号 多賀町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

議案書は9ページをお願いいたします。

今回お願いする条例の一部改正は、令和2年度において多賀町公共下水道事業計画の目標年次を令和7年度に延伸したことに伴い、上位計画との整合や開発計画等を見据えた結果、計画区域面積、計画処理人口、1日最大処理能力を変更いたしましたので、多賀町下水道事業の設置等に関する条例の該当箇所について、以下のとおり改正をお願いするものでございます。

多賀町下水道事業の設置等に関する条例第3条第2項第2号中の計画区域面積479 haを488haに改め、同項3号中の計画処理人口6,300人を5,880人に改め、同 項第4号中の1日最大処理能力4,936㎡を4,027㎡に改めることといたします。

付則では議会の議決を頂いた後、公布の日から施行するものとさせていただいております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

O議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第54号 多賀町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起 立 全 員〕

- ○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。
- 〇議長(竹内薫君) 日程第15 「議案第55号 令和3年度多賀町一般会計補正予算 (第4号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

〇副町長(小菅俊二君) 「議案第55号 令和3年度多賀町一般会計補正予算(第4 号)」につきまして、ご説明申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、新たな行政需要や各所管において当初予算あるいは事業計画を調整したもので、10ページ、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に2億4,040万7,000円を増額し、結果、歳入歳出それぞれ5163,122万7,0000円とするものでございます。

また、第2条債務負担行為の補正につきましては、14ページ、第2表に記載しておりますように、農業用機械等導入支援事業につきまして、次年度農機具購入予定者の営農計画を支援するために補助金限度額を定め、予算化をお願いするものでございます。

次に、第3条地方債の補正につきましては、次のページ、第3表地方債補正で起債限度額を変更しておりまして、社会資本整備総合交付金事業であります町道敏満寺高宮線や町道岡山団地神田線、またスマートインターチェンジ下り線の整備事業費に対する交付金の内示額に基づき、それぞれ既定の起債充当率をもって算出した額に変更するものと、3番目の臨時財政対策債につきましては額が確定しておりますので、当初予算で見込んでおりました額に3,113万1,00円を増額し、本年度3億3,113万1,00円を借入限度額として変更するものでございます。

それでは、内容につきまして、18ページからの事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。少額のものにつきましては省略をさせていただきます。

23款地方特例交付金は、国の政策によって生じた地方税の減収額の補てんが当初予算より交付決定額が上回りましたので、177万4,000円を追加計上しております。

25款の地方交付税におきましても、本年度普通交付税交付額が11億1,874万9,000円となりましたので、当初予算額との差額3億1,874万9,000円を追加計上し予算額を調整しているものでございます。

50款の国庫支出金でございますが、新型コロナウイルスワクチンの接種事業について、期間延長2か月分の追加経費として1,128万7,000円を受け入れるものと、また19ページの地方創生臨時交付金141万2,000円は国保税の減免措置に係る財政支援であり、社会資本整備交付金等につきましては内示額に基づき町道2路線やスマートインター整備事業費について1,168万5,000円を減額補正しているものなどで、結果、国庫支出金総額は161万6,000円の追加額となっているものでございます。

55款の県支出金ですが、落合集落の簡易給水施設の老朽化更新事業に対する補助金として102万2,000円や、自治振興交付金は大滝地域の活性化対策の活動の場として家屋の改修費用に充当するものなどで、総額284万5,000円を計上しております。

70款繰入金では、額が確定しました普通交付税額を原資に財政調整基金の繰入額の 戻入れを行っております。令和3年度におきましても、財調からの繰入れをすることな く財源調整ができたことになります。

75款の繰越金4,209万2,000円につきましては、今回の補正に要します財源 として充当しているものでございます。

80款諸収入では、大滝地域活性化への取組に対し、環境省のプラットフォーム支援 金を活用するため200万円を受け入れるものでございます。

85款の町債につきましては、15ページの第3表の変更の増減額をまとめたもので、

町債総額2,133万1,000円の増額となり、本年度の借入総額は5億6,513万1,000円となります。一方の公債費のところで、償還額の当初予算計上額が4億8,382万円であり、借入額が増大することになりますが、これは臨時財政対策債の要因でありまして、臨財債分を除きますと償還額が上回っております。

続いて、歳出についてご説明を申し上げたいと思います。

21ページからでございます。

10款総務費のところでは、環境省の支援や自治振興交付金を活用し、空き家の改修 事業などを行い、大滝地域の活性化に向けての活動を広げるものや、山村辺地等活性化 事業補助金は落合給水施設の改修事業への支援、また法人町民税等の還付金500万円 を計上し、総務費総額としましては964万3,000円の追加計上でございます。

次に、15款民生費ですが、国保税の減免制度への財政支援として141万2,00 0円や、第3学童保育施設の備品調達に181万6,000円など、民生費総額では4 67万4,000円の増額をお願いするものでございます。

20款の衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種事業、期間の延長に要する経費として1,128万7,000円の追加計上と、次のページの環境衛生費で、秋の粗大ごみの収集業務経費として1,004万8,000円を計上し、衛生費総額としましては2,152万円を計上しております。

次に、25款の農林水産業費でありますが、環境こだわり米やそばの栽培など、環境保全型農業直接支払交付金は、当初予算の栽培面積が増加したことにより105万8,000円の追加経費と、農業機械の購入補助は農事組合法人3団体と認定農業者2名分への追加補助として1,000万円をお願いするものであり、農林水産業費としまして1,220万2,000円を計上しております。

30款の商工費でありますが、がんばる商店応援補助金は1件分であります。

35款の土木費でございます。次のページにかけまして、社会資本整備総合交付金事業であります町道整備2事業やスマートインター整備事業につきましては、内示額に基づき事業費を調整したものと、都市計画費では住宅地開発に伴う雨水排水計画の審査業務費を計上して、土木費総額としましては、結果、1,947万7,000円の減額となっています。

次の45款教育費では、育児休業職員の代替職員の雇用経費や保育園等での園児退園後のコロナウイルス消毒作業委託費を計上したもの、小学校費では育児休業調理師の代替対策費や多賀小学校北校舎の防水対策費など344万1,000円を計上、次のページ中学校費では2つの教室のシロアリ被害の修繕費や水道漏水箇所の修繕工事費、また校舎消火栓ホースの交換費用など286万1,000円を計上しております。25項の社会教育費では、久徳の認定こども園の整備に伴う埋蔵文化財調査費で207万1,00円を計上し、これら教育費総額では948万2,000円をお願いしております。

60款諸支出金は、今回の補正により、一般財源の増加額を財政調整基金に2億16

5万4,000円積み立てるものでございます。これにより、本年度末の財政調整基金は12億7,890万円となる見込みでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号については、議長を除く11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。 暫時休憩をします。

この間、予算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。

再開は議場の時計で11時10分にさせていただきます。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時09分 再開)

○議長(竹内薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、予算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に5番、松居亘議員、副委員長に6番、菅森照雄議員が選出されました。

なお、予算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長 まで報告願います。

〇議長(竹内薫君) 日程第16 「議案第56号 令和3年度多賀町国民健康保険特別 会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岡田税務住民課長。

〔税務住民課長 岡田伊久人君 登壇〕

○税務住民課長(岡田伊久人君) 「議案第56号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険税の減免措置を令和4年3月31日まで適用を延長したことに伴い、減免申請による保険税の減額および減免に伴う財政支援の受入れを行うものでございます。また、令和2年度保険給付費額の確定に伴い、県に精算として返還を行うため補正するものでございます。1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ548万9、000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億8,452万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書34ページの歳入からご説明申し上げます。

5款5項国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置に伴い、国民健康保険税を235万4,000円減額するものでございます。

25款5項県補助金、保険給付費等交付金1万3,000円を計上し、10項特別調整交付金として国民健康保険税の減免額235万4,000円の10分の4、94万2,000円を受け入れ、40款5項5目一般会計繰入金は、減免に係る費用が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とされたことから、減免額の10分の6、141万2,000円を繰り入れるものでございます。

次に、45款5項繰越金、前年度繰越金30万円を計上し、50款諸収入、15項5 目連合会納付金517万6,000円を前年度概算払いにより交付されていた保険給付 費等交付金を返還するため追加するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

議案書36ページをお願いいたします。

10款10項15目一般分高額介護合算療養費として1万3,000円を追加し、2 2款5項5目一般被保険者医療費給付費、10項5目一般被保険者後期高齢者支援金等分と15項5目介護納付金につきましては、国民健康保険税の減額に伴う財源振替によるものでございます。

37ページ、35款諸支出金、5目償還金の517万6,000円は、令和2年度保険給付額が確定し、その精算として滋賀県に返還を行うため追加するものでございます。また、過年度分の税還付金30万円は、資格遡及喪失にともなう還付金を追加するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号については、会議規則第39条第1項の規定により、総

務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(竹内薫君) 日程第17 「議案第57号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長(林優子君) 「議案第57号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計 補正予算(第1号)について」、ご説明申し上げます。

議案書の38ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,684万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,693万2,000円とするものでございます。

今回お願いする補正理由は、令和2年度の介護給付費等の精算による還付金についてでございます。

それでは、事項別明細書、議案書43ページ、歳入からご説明させていただきます。

45款繰越金につきましては、令和2年度の介護保険特別会計事業の収支の確定により、国や県などへの返還金として2,684万5,000円を前年度繰越金より財源充当するものです。

続きまして、議案書44ページ、歳出の説明に移らせていただきます。

25款諸支出金、5目償還金につきましては、令和2年度介護給付費等の収支確定に 伴い、前年度の超過受入れ分を精算し、2,684万5,000円を過年度還付金として 支出するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第57号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につい

て」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長(竹内薫君) 日程第18 「議案第58号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長(飯尾俊一君) 「議案第58号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公 共緑地維持管理特別会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書45ページをお願いします。

今回お願いいたします補正は、びわ湖東部中核工業団地内の工場敷地内駐車場に隣接する町有地の樹木が延びてきており、場内通行等に支障が生じていることから、樹木の伐採および剪定作業委託に係る補正をお願いするものでございます。財源は、基金から繰り入れて作業委託を実施するもので、第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ60万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ748万4,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書50ページの歳入からご説明申し上げます。

15款繰入金、5目基金繰入金では、びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理基金 繰入金より、事業に必要な財源としまして60万5,000円を繰入れするものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。51ページをお願いします。

5 款総務費、5 項総務管理費、1 0 目公共緑地維持管理費の1 2 節委託料は、草刈作業委託料60万5,000円の追加をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第58号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計補正 予算(第1号)について」は、原案のとおりに賛成の方はご起立願います。

[起 立 全 員]

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり決定されました。

○議長(竹内薫君) 日程第19 「認定第59号 令和2年度多賀町一般会計歳入歳出 決算の認定について」から日程第28 「認定第68号 令和2年度びわ湖東部中核工 業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」までの10の認定案を 一括議題とします。

初めに、代表監査委員寺西久和氏より決算審査の結果の報告を求めます。 寺西監査委員。

〔監查委員 寺西久和君 登壇〕

○監査委員(寺西久和君) 令和2年度一般会計および水道事業、下水道を除く特別会計 歳入歳出の決算を審査しました結果について、ご報告申し上げます。

8月5日、6日および10日の3日間にわたり、富永監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和2年度の一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について監査を実施しました。

令和2年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および 財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証拠書類と照合等、通常実施すべき審査手続を実施するとともに、定期監査および例月現金出納検査等の結果ならびに主要施策の成果に関する調書を参考にしながら、審査を実施しました。

審査の結果、各会計調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数等に誤りはないものと認められ、予算の執行および関連する事務の処理は適正に行われていました。なお、審査結果につきましては、町長宛決算審査意見書を提出しております。

一般会計の決算収支における実質収支額は2億4,789万円の黒字決算となりました。

歳入につきましては、総予算額に対する収入率は95.9%、調定額に対する収入率は99.8%となり、財源確保に努力され、町税収等の収納率は県下で高位にあります。しかし、収入未済額が1,113万円と、前年度より約190万円減少しましたが、税負担の公平性の観点から、収納率の向上、収入未済額の縮減に、より一層、積極的な取組に努められることを願うものであります。

歳出につきましては、総予算に対し91.3%の執行率となっております。財源確保 と経常経費の節減に努められ事務事業を執行されていますが、一部の事業においてはコ ロナ禍の影響も一因となり、前年度より多額の不用額があり、精査の上、予算の適正額 の確保と適時的確な見直しにより、不用額の縮減を望むところであります。

財政構造につきまして分析しますと、歳入の構造として、町民税収入が減収したこと

により、自主財源は41.5%と前年度に比べ13ポイントの大幅減となったところであります。歳出の構成として、消費的行政経費は、主なものとして、扶助費の特別定額給付金の皆増により、前年度より12億8,887万円の増額となっております。

投資的経費は、主なものとして、普通建設事業費のうちの中央公民館建設事業費の皆 減により、前年度より2億1,779万円減額となっております。

財務分析による指標を見てみますと、財政経営の財政力を示した財政力指数は0.6 9%と、前年より0.2ポイント低くなりました。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度より1.1ポイント高く90.8%となり、高い数値であり、依然として財政が硬直化しております。

地方債残高は、一般会計および農業集落排水事業特別会計合わせまして 6,149万円減少し、55億9,276万円となりました。地方債現在高比率は、前年度より12.2ポイント低くなり162.6%となりましたが、依然として厳しい状況にあることから、慎重かつ適切な対応を望むものであります。

続いて、8月20日に、同じく富永監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化 に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和2年度財政健全化の審査 および同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査を行いまし た。

審査の結果、健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項 を記載した書類は、いずれも適正に算定されているものと認められました。

健全化判断比率については、実質赤字比率および連結実質赤字比率とも、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。実質公債費比率は、早期健全化基準の25%に対し7.4%であり、また将来負担比率は早期健全化基準の350%に対し53.2%であり、良好な状態にあると認められました。

また、資金不足比率については、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められました。

基金の運用状況を示す書類の計数は、関係調書等と照合しましたところ、運用状況は 妥当であると認められました。

積立基金につきましては、目的に沿った使途に応じて、主なものとして社会福祉基金2,327万円、中央公民館建設基金の1,836万円を取り崩しており、一方、主なものとして減債基金に1,004万円、公共施設等維持管理基金6,837万円を積み立てられております。積立基金合計は前年度より6,581万円増加し14億4,023万円となり、積立基金現在高比率は前年度より1.8%減少し55.3%となりましたが、今後も総合的かつ計画的な財政運営に努められることを望むところであります。

特別会計における決算収支の実質収支額は8,224万円の黒字となっております。 積立金残高は前年度より868万円増加し4億7,162万円、地方債残高は前年度に 比べ2,133万円減少し3億5,314万円となっております。この中で、国民健康保 険、介護保険事業および後期高齢者医療事業会計は、歳入歳出とも、特別会計全体の9 6.2%を占めております。

いずれも県内において高い収納率で、収納事務に対する努力が伺えます。しかしなが ら、収入未済額が540万円と前年度より115万円減少しましたが、公平な医療と公 平な税負担から、適正な対応による収納率の向上により一層努められることを望みます。

また、県内高位の高齢化率であり、今後も特定検診受診率および保健指導の向上、健康づくりの取組、医療費の削減に、積極的な介護予防事業の充実に一層進めていただきますよう望みます。

財産の状況につきましては、公会計制度による町有財産台帳の更新を図り、資産の把握と管理を行うとともに、多賀町公共施設等総合管理計画、各施設の管理計画により、将来にわたり総合的かつ計画的な管理の推進と財源の確保に努められますよう望むものであります。

最後に、令和2年度は第5次多賀町総合計画の最終年で集大成を迎え、その評価が行われ、令和3年度からは第6次多賀町総合計画および多賀町行政改革の推進、目標達成に向けて、引き続き適切な財源確保による財政運営の適正化と健全化、住民福祉の向上により一層のご努力を願うものであります。以上です。

〇議長(竹内薫君) 続いて、「認定第59号 令和2年度多賀町一般会計歳入歳出決算 の認定について」のうち、歳入全般の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

〇会計管理者(奥川明子君) 「認定第59号 令和2年度多賀町一般会計歳入歳出決算 の認定について」、ご説明申し上げます。

調整をいたしました決算の中から、各款、また項ごとの主な内容、令和元年度決算と の比較などについてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書1ページをご覧ください。

令和2年度一般会計予算総額は62億8万円で、歳入決算額は59億4,452万7,049円となり、前年度と比較して9億1,895万円、18.3%の増。歳出決算額は56億5,992万3,999円となり、前年度より9億1,041万円、19.2%の増となりました。歳入歳出差引残額は2億8,460万3,050円で、繰越財源3,670万6,000円を引き、実質収支額は2億4,789万7,050円となりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症の対応のための地方創生臨時交付金などの国庫支出金が大きく増加した半面、法人税が大幅な減収となりました。

歳出では、スマートインターチェンジ整備事業、総合計画等策定事業を引き続き実施 したほか、GIGAスクール構想推進事業や新型コロナウイルス感染症関連で、特別定 額給付金事業、子育て等応援臨時給付金事業、地域経済活性化・キャッシュレス決済推 進事業、また必需物品供給事業などを実施いたしました。

それでは、事項別明細書により、歳入をご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

5 款町税の収入済額は17億9,228万4,000円で、前年度比1億5,079万8,000円、7.8%の減収となりました。不納欠損額は64万6,000円、収入未済額は1,043万9,000円、収納率は99.39%でした。

町民税につきましては、新型コロナウイルスの影響により、法人税が1億7,434万円減で44.8%の大幅な減少となり、町民税全体では1億6,163万円減の6億1,417万1,000円となりました。

固定資産税は、住宅や工場倉庫等の新築などもあり、前年度より1,244万円増収の10億9,813万9,000円となっております。

軽自動車税は、新税率対象車両の増加と環境性能割により増収、たばこ税は本数が減ったことにより減収となりました。

1 0 款地方譲与税のうち、9ページの森林環境譲与税は前年度の約 2 倍の 2,0 1 6 万 2,0 0 0 円となっております。

12款地方消費税交付金から10ページの法人事業税交付金までの県税交付金は2億3,774万円で、前年度より6,357万円の増となっております。このうち、地方消費税交付金は、社会保障分が増額したことで前年度より2,691万円増の1億8,108万2,000円、また10ページの法人事業税交付金につきましては令和2年度から新たに追加されたもので、4,246万円が皆増となったものです。

25款地方交付税は10億3,249万7,000円で、普通交付税は8億3,818万2,000円で1億6,652万円の増加、特別交付税は1億9,431万5,000円で184万円の増加となりました。

次に、40款分担金及び負担金と45款使用料及び手数料では、幼児教育・保育の無 償化と社会体育施設の指定管理制度導入が1年分となったことにより、それぞれ減収と なっております。

13ページの国庫支出金につきましては13億4,248万3,000円で、9億4,172万円増加しました。増額の主なものといたしましては、14ページの特別定額給付金事業補助金で7億6,721万円の皆増、また同じページの子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金として1,238万5,000円、15ページのGIGAスクール構想推進事業に係る補助金として、小中学校合わせて4,078万円を受け入れております。また、16ページでは、新設された私立なつめ保育園の整備交付金として2,036万1,000円、新型コロナウイルス感染症対応への地方創生臨時交付金を1億6,616万9,000円交付されるなど、大きく増加いたしました。

同じく 16 ページからの県支出金は 3 億 7 , 679万1 , 000 円で、 6 , 196万 円 増加しました。主なものといたしましては、 19 ページの農林水産業費県補助金の中の

団体営農地防災事業補助金7,015万円で、これはため池防災ハザードマップ作成およびため池氾濫影響解析補助金で皆増、20ページの土木費県補助金の急傾斜地崩壊対策事業補助金で1,367万円増の5,637万9,000円となりました。

22ページの財産収入につきましては、ほぼ前年どおりでございます。

65款寄附金は1,075万5,000円を収入し、うち多賀町まちづくり応援寄附金、 ふるさと納税は返礼品を充実したことにより前年度より大きく増え、475件の897万5,000円の寄付を頂きました。

23ページ、70款繰入金は4,361万7,000円で、1億2,054万円減少しました。財政調整基金および減債基金からの繰入れはありませんでしたが、社会福祉基金から2,327万円を繰り入れたほか、中央公民館建設基金を廃止し、残額1,835万6,000円を繰り入れました。

80款諸収入3億237万6,000円では、2年度に皆増となりましたのは、26ページのスマートインターチェンジ事業に係るNEXCO中日本の負担金293万7,000円、また27ページのB&G海洋センター上屋鉄骨等の修繕工事に係る助成金910万円などです。また、保育所等の施設型給付費が、園児数の増加等に伴い前年度より3,372万円増の1億7,800万8,000円となっております。

85款町債につきましては、4億689万2,000円を発行しました。主なものとして、小中学校LAN整備事業で2,830万円、社会資本整備総合交付金事業で6,370万円、次のページの県営ダム改修事業で2,950万円を発行し、新型コロナウイルスの影響による減収補てん債を1,424万2,000円、また臨時財政対策債2億1,895万円を発行しました。

以上、自主財源は24億6,942万6,000円で歳入全体の41.5%、依存財源は34億7,510万1,000円で58.5%となりました。

以上、歳入決算の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上 げます。

○議長(竹内薫君) これより歳入全般についての質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで午前中の分までとして暫時休憩をさせていただきたいと思います。

議場の時計で午後1時から再開をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(午前11時49分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○議長(竹内薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出全般の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

〇会計管理者(奥川明子君) 令和2年度多賀町一般会計歳出決算についてご説明申し上 げます。

それでは、事項別明細書にて歳入と同様、各款また項ごとの主な内容、前年度決算との比較などについてご説明申し上げます。

決算書29ページをお願いいたします。

5款議会費は、支出済額6,920万9,000円で、コロナ感染防止のための活動自 粛により研修等を中止したため、189万5,000円の減少となりました。

30ページ、10款総務費は13億5,447万6,000円で、前年度比8億1,650万円の増と大きく増加いたしました。これは、一般管理費では32ページの、先ほど歳入でご説明いたしましたふるさと納税が大きく増加したことに伴う報償費や委託料が増額したこと、また34ページの新型コロナウイルスによる国策により1人10万円給付の特別定額給付金事業として7億6,721万2,000円を支出したことが要因の1つとなっております。

そのほか、ページが飛びますが、38ページの企画費では、第6次多賀町総合計画・ 多賀町都市計画マスタープラン策定業務委託料に1,434万4,000円を支出しました。

39ページの地方創生費では、コロナ禍における経済対策として商品券発行事業に4,096万円、また40ページ、集落活動推進費では、空き家対策として2件の除却に対して448万9,000円、若者定住支援事業では145件に987万5,000円を助成したほか、39集落に対し1,821万7,000円をまちづくり活動支援交付金として交付しました。

このほか、43ページの電子計算費で、6町行政情報システム共同利用料4,766万3,000円、44ページ公共交通対策費では、コミュニティバス運行対策として3,859万5,000円を補助金として支出しました。徴税費では、税務署との申告データ連携業務のシステム改修で119万9,000円支出しております。

次に、50ページをお願いいたします。

15款民生費は13億9,504万9,000円で、児童福祉費が大きく増加したため、 前年度比1億5,831万9,000円の増となり、歳出全体の24.6%と最も多くを 占めております。

5 3 ページの社会福祉費では、国民健康保険特別会計へ6,690万7,000円、また54ページでは、介護保険特別会計へ1億2,296万8,000円を繰り出しております。

56ページでは、新型コロナウイルスの影響下での重度心身障害者等を支援するため、 1人2万円を210人に支給したほか、障害者自立支援費では第3次障害者基本計画お よび第6期障害福祉計画を策定いたしました。 次のページの福祉医療助成につきましては、小中学生分の子育で応援分は131万円の増額となりましたが、全体としては83万3,000円減額の6,404万8,000円を支出しました。

次に58ページの児童福祉費では7億6,150万1,000円で、1億6,102万円の増加となりました。令和2年度新規のものといたしましては、59ページの新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、国の施策である子育て世帯臨時特別給付金を対象の605世帯に1,082万円を支給し、また町の施策として0歳から18歳までの全員と独り親世帯を対象とした多賀町子育て等応援臨時給付金を1,397人に3,033万2,000円を支給しました。

63ページの保育所等整備費補助金3,054万1,000円は、令和3年4月に開園した私立なつめ保育園の整備に係る補助金で、待機児童の解消に努めました。保育所費、認定こども園費、子育て支援対策費とも、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国の交付金を活用しながら施設に必要な物品を配備しました。

次に、69ページの衛生費につきましては3億6,618万9,000円で、2,55978,000円の減少となりました。

保健衛生費の71ページ、各種がん検診委託料は、新型コロナウイルスの影響で受診者数が減ったことにより、前年度より158万円減の685万6,000円となりました。また、72ページではコロナ禍で逼迫している医療現場がインフルエンザの流行でより混乱を招かないよう、インフルエンザワクチン接種費用の助成事業を実施し206万5,000円を支出しました。また、コロナ禍での妊婦の方を支援する子育て等応援臨時給付金を63件に126万円給付しております。

コロナワクチン接種対策費の662万8,000円は、令和3年度のワクチン接種開始に備え、新型コロナウイルスワクチン接種推進チームを設置し、システム改修や備品購入を行いました。

次に74ページからの環境衛生費は1億9,996万3,000円で、前年度より983万円増額となりました。76ページのごみ収集業務委託料は277万円増の5,144万3,000円、また次のページの燃えないゴミと可燃ごみの処理に係る一部事務組合負担金は819万円増の7,726万7,000円、し尿処理に係る一部事務組合負担金は1,291万円増の4,647万2,000円となっております。

同じページの25款農林水産業費は3億4,993万7,000円で、7,651万円増加しました。農業費では、例年の交付金に加え、新型コロナウイルス影響下における特産物の供給確保を目的に、特産物振興支援交付金をそば、ニンジンの生産者に400万円を交付しました。また、82ページのため池防災ハザードマップ作成と耐震調査および氾濫影響解析業務委託は、前年度より7,004万円増の7,015万3,000円となりました。

農業集落排水事業特別会計に、前年度より812万円増の4,873万6,000円を

繰り出しております。

84ページからの林業費は、前年度より3,283万円増加の1億1,150万円となり、88ページの地域再生事業では国の地方創生推進交付金を活用し、多賀町産木材の活用を中心とした事業に取り組み、木材乾燥施設の整備や原木土場、製材における人材育成などを行い、1,988万6,000円を支出しました。

89ページの商工費では4,965万6,000円で、前年度比702万円の減少となりました。新型コロナウイルスの影響で各イベントや行事が中止になり減額となりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、滋賀県が行った休業要請等に協力した中小企業等を支援する支援金への1件10万円の上乗せを54件に給付するとともに、90ページの厳しい経営状況にある中小企業者等が事業継続、経営の安定を図るための1事業所につき10万円の給付を90事業所に対して行いました。

98ページの消防費は1億6,801万9,000円で、彦根市消防へ委託している常備消防費は1,985万円減少となりましたが、100ページと101ページでは、新型コロナウイルス感染症対策のマスクの各戸配布など消耗品や備品を2,441万円購入し、消防費全体ではほぼ前年どおりの支出となっております。

101ページからの教育費は7億9,173万6,000円で、3,640万円の減少となりました。まず、教育総務費では、103ページの保健管理備品として、新型コロナウイルス感染症対策備品を950万3,000円購入し、学校、園などの感染対策に努めたほか、104ページの(仮称)久徳認定こども園整備に係る測量設計業務委託に806万円を支出しました。

105ページの小学校費では、前年度より6,160万円増加の2億1,624万7,000円となりました。新型コロナウイルス感染症対策として各小学校にスクールサポートスタッフを配置しました。また、GIGAスクール構想の推進に係る経費として、107ページ下の校内LAN整備委託に3,252万円、109ページの教材備品のうち児童1人1台のコンピューター端末の配備に414台分、1,863万円を支出しました。ページが戻りますが、108ページでは、多賀小学校敷地内における学童施設の新設に伴う駐車場を確保するため、隣接地の用地購入代として1,350万円を支出しました。

110ページの中学校費は1億4,119万1,000円で、3,615万円増加しま

した。小学校と同様、GIGAスクール構想の推進に係る経費として、112ページの校内LAN整備委託に1,714万3,000円、114ページの教材備品のうち、生徒1人1台のコンピューター端末の配備に206台分、927万円を支出しました。

116ページからの社会教育費は、前年度の中央公民館建設事業分1億8,384万円の皆減があり、1億6,794万円減の2億4,664万3,000円でした。コロナ禍で人々が集うことが制限される中、新成人の集いやささゆりコンサートなど規模を縮小するなど、感染対策を万全にして開催いたしました。

また、歴史文化基本構想策定事業については、基本構想に基づいた多賀町文化財保存 活用地域計画を策定し、策定委託料として196万7,000円を支出しております。

また、新型コロナウイルス対策としてプールについては閉館としましたが、125ページにありますように、B&G海洋センタープールの上屋鉄骨と小プールの塗装工事を一部B&G財団の助成を受け、1,549万9,000円を支出し、次年度の開館に備えて行いました。

130ページの公債費は、長期債の償還元金4億4,705万円と利子3,509万6, 000円の4億8,214万6,000円を償還しております。

131ページ、諸支出金では、減債基金に1,004万5,000円、社会福祉基金に2,125万3,000円、まちづくり基金に897万5,000円、公共施設等維持管理基金に6,836万5,000円を積み立てました。

予備費からは、295万4,000円支出しております。

最後に、133ページからの資料について、ご説明申し上げます。

財産に関する調書では、公有財産の土地および建物につきまして、令和2年度中の行政財産、普通財産の異動について記載しており、令和2年度は土地で808㎡の増加がありました。

134ページの出資による権利につきましては、下水道事業が企業会計に移行したことに伴い、14番目に多賀町下水道への出資金として4,577万3,000円を新たに加えております。

135ページの物品につきましては、30万円以上の重要物品について年度中の増減を記載しております。

136ページの基金につきましては、先ほど諸支出金のところでご説明上げたとおりですが、令和2年度末基金合計額は14億4,023万3,000円となり、前年度より6,581万9,000円増加しました。

137ページの地方債につきましては、平成28年度発行の臨時財政対策債、社会資本整備事業や消防センター新築等に係る地方債の元金償還開始がありましたが、前年度実施した繰上償還分の減により減少となりました。なお、新規発行債は4億689万2,000円で元金償還額を下回ったため、地方債残高は4,015万8,000円減少して52億3,962万円となりました。

以上、一般会計歳出決算のご説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより歳出全般についての質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第59号については、議長を除く11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第59号は、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元の名簿のとおり指名したいと思いますが、 ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員はお手元の名簿のとおり選任することに決定しました。 暫時休憩をします。

この間に、決算特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長 および副委員長の互選をお願いいたします。なお、その結果を議長まで報告願います。 再開は議場の時計で1時30分とします。

(午後 1時20分 休憩)

(午後 1時27分 再開)

〇議長(竹内薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、決算特別委員会の委員長および副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

委員長に6番、菅森照雄議員、副委員長に5番、松居亘議員が選出されました。

なお、決算特別委員会は、別紙の日程表により審査いただき、その経過と結果を議長 まで報告願います。

日程第20 「認定第60号 令和2年度多賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

〇会計管理者(奥川明子君) 「認定第60号 令和2年度多賀町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。 特別会計の決算につきましては、決算書の2をご覧下さい。

1 ページをお願いいたします。令和2年度歳入歳出予算総額は7億6,444万1,00円で、歳入決算額は7億8,599万968円、前年度と比較して1,807万3,00円の減、歳出決算額は7億3,951万2,204円で、3,129万2,000円の減となり、歳入歳出差引残額は4,647万8,764円となりました。

それでは、5ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款国民健康保険税は1億5,589万7,000円の歳入となり、収納率は現年分で99.04%となりました。年間平均世帯数は1,014世帯、年間平均被保険者数は1,602人でした。

15款国庫支出金では、オンラインによる資格確認のためのシステム改修に係る補助金179万2,000円、また新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免申請31件分、264万3,000円を受け入れております。

25款県支出金は、6ページの普通調整交付金5億193万3,000円や特別調整交付金624万5,000円を含む5億2,226万4,000円で、歳入全体の66.4%となりました。

40款繰入金6,690万7,000円は、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金です。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。5款総務費は1,913万円の支出で、人件費や保険税の徴収業務等の事務費に係る経費を支出しました。

9ページ、10款保険給付費は5億347万8,000円で、前年度と比較して2,388万4,000円の減となりました。1人当たりの医療費につきましては36万8,458円で、前年度比19,606円減となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えの影響も大きいと考えられます。

11ページの22款国民健康保険事業費納付金1億9,453万4,000円は、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を滋賀県に支払ったものでございます。

12ページ、26款保健事業費は、新型コロナウイルスの影響により特定検診受診者 が減ったことや人間ドック検診受診者も前年度より40名近く減少したことにより、2 25万4,000円減の1,065万8,000円となりました。

13ページ、35款諸支出金1,171万2,000円は、前年度分県支出金の返還金が主なものでございます。

15ページの財産に関する調書では、国民健康保険財政調整基金は前年度と同様0円でございます。

なお、この決算につきましては、さきに多賀町国民健康保険運営協議会で承認されて おりますことを申し添えさせていただきます。 以上よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第60号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第60号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21 「認定第61号 令和2年度多賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

〇会計管理者(奥川明子君) 「認定第61号 令和2年度多賀町介護保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の16ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は8億5,479万8,000円で、歳入決算額は8億6,858万1,027円、前年度と比較して1,835万7,000円の減、歳出決算額は8億3,865万3,147円で2,653万3,000円の減となり、歳入歳出差引残額は2,992万7,880円となりました。

それでは、20ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

5款介護保険料は1億8,287万5,000円で、令和2年度末の被保険者数は65歳以上の第1号被保険者が2,496人で、現年度分の収納率は99.94%となりました。

15款国庫支出金は2億550万9,000円で、介護給付費国庫負担金1億4,608万3,000円、調整交付金4,129万8,000円と、地域支援事業交付金が主なものです。また、21ページの災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請15件分の保険料に対する補助金となっております。

20款支払基金交付金2億698万9,000円は、主に40歳から64歳までの第 2号被保険者2,168人からの保険料を社会保険診療報酬支払基金を通じて収入した ものでございます。

25款県支出金1億2,791万3,000円は、先ほどの国庫負担金と同様、介護給付費県負担金1億2,157万9,000円と地域支援事業交付金を受け入れたものでございます。

22ページ、30款繰入金1億2,296万8,000円は、介護給付費や事務費など 一般会計から繰入れたものです。 歳入について、主なものは以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

24ページ、5款総務費では、第8期多賀町老人保健福祉計画および介護保険事業計画を改定し、委託料として297万円と会計年度任用職員の報酬が主なものです。

25ページ、10款介護給付費は歳出全体の9割を占める7億5,235万2,000 円となりましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、前年度より2,990万円、3. 8%の減少となりました。

29ページ、17款地域支援事業費は、年度当初、新型コロナウイルスの影響により 事業を縮小しながらの活動となりましたが、徐々に対策を講じての活動とし、前年度並 みの3,927万4,000円の支出となりました。

32ページ、20款基金積立金では、1,599万8,000円を介護給付費準備基金 積立金に積み立てました。

25款諸支出金1,770万8,000円は、過年度の返還金として支出したものでございます。

33ページ、財産に関する調書では、介護保険給付準備基金は1,599万7,751 円を積み立て、令和2年度末現在高は7,135万5,712円となりました。

以上、ご説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第61号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第61号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 「認定第62号 令和2年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 出決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

〇会計管理者(奥川明子君) 「認定第62号 令和2年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の34ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は1億1,180万7,000円で、歳入決算額は1億967万6,584円、前年度と比較して823万8,000円の増、歳出決算額は1億809万2,127円、779万1,000円の増となり、歳入歳出差引残額は158万4,457円

となりました。

それでは、38ページ、事項別明細書の歳入からご説明いたします。

まず、令和2年度における年間平均被保険者数は1,333人、うち65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にある方は11人となっております。

5款後期高齢者医療保険料は7,954万4,000円で、歳入全体の72.5%を占め、現年分収納率は99.97%となりました。

11款国庫支出金は高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として24万9,000円、また15款繰入金の2,871万7,000円は、一般会計より事務費、人件費等を繰り入れたものでございます。

歳入について、主なものは以上です。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

40ページをお願いいたします。5款総務費は、職員1名分の給与や徴収等の事務的 経費として632万2,000円を支出いたしました。

41ページ、10款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と一般会計から繰り入れた財政基盤安定分を合わせまして1億172万5,000円を広域連合へ納付したものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第62号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〇議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第62号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23 「認定第63号 令和2年度多賀町育英事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

〇会計管理者(奥川明子君) 「認定第63号 令和2年度多賀町育英事業特別会計歳入 歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の43ページをご覧ください。

令和2年度の歳入歳出予算総額は265万6,000円、歳入決算額は265万6,5 14円で、前年度と比較して58万円の減、歳出決算額は260万5,794円で、5 7万5,000円の減となり、歳入歳出差引残額は5万720円となりました。 それでは、47ページの事項別明細書をお願いいたします。

まず、令和2年度の給付対象者は、高校生19名、高等専門学校生1名、専門学校生 1名、大学生4名の合計25名でございます。

5款財産収入は基金利子、10款繰越金は令和2年度からの繰越金です。

20款繰入金は、育英基金から255万6,000円を繰り入れ、事業に充当しております。

続きまして、48ページ、歳出についてご説明申し上げます。

5 款総務費は260万6,000円で、運営委員会の経費と奨学資金給付費252万円の支出となりました。

49ページの財産に関する調書にありますとおり、育英基金の令和2年度末現在高は 4,332万4,000円となりました。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第63号については、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第63号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24 「認定第64号 令和2年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出 決算の認定について」および日程第25 「認定第65号 令和2年度多賀町大滝財産 区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」ならびに日程第26 「認定第66号 令和2年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括し て説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

〇会計管理者(奥川明子君) 「認定第64号 令和2年度多賀町多賀財産区管理会特別 会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の50ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は18万6,000円で、歳入決算額は9万863円、歳出決算額は7万3,650円となり、歳入歳出差引残額は1万7,213円となりました。

それでは、54ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

歳入ですが、5款財産収入は基金利子、10款繰越金は1万529円、20款基金からの繰入金8万円でございます。

歳出につきましては、55ページの5款議会費では委員報酬を1万6,500円、1

○款総務費では標柱の購入と山林の借地料を5万7,150円支出いたしました。

56ページ、財産に関する調書で、当財産区では四手と栗栖に山林2万1,467㎡ を地上権設定し、管理しております。

基金の令和2年度末現在高は321万4,000円でございます。

次に、「認定第65号 令和2年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の 認定について」、ご説明申し上げます。

57ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は137万6,000円で、歳入決算額は77万2,585円、歳出 決算額は8万7,274円となり、歳入歳出差引残額は68万5,311円となりました。 それでは、61ページ、事項別明細書の歳入からご説明申し上げます。

歳入の主なものは、15款財産収入の立木売却による地元分収金15万6,159円 と20款前年度繰越金の61万5,233円でございます。

次のページ、歳出では5款議会費では委員報酬2万2,000円と10款総務費の監 視員報酬と山林の借地料6万5,274円を支払いました。

63ページにありますように、当財産区は萱原と佐目に山林53万1,811㎡を地上権設定し管理しております。びわこ東部森林組合への出資金は23万8,000円でございます。

基金の繰入はなく、令和2年度末現在高は1,159万円でございます。

続きまして、「認定第66号 令和2年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出 決算の認定について」、ご説明申し上げます。

64ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は17万3,000円で、歳入決算額は19万6,156円、歳出決 算額は2万7,500円となり、歳入歳出差引残額は16万8,656円となりました。

それでは、68ページ、事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、主に15款繰越金19万6,155円でございます。

次のページの歳出につきましては、5款総務費より委員報酬2万7,500円を支出 しております。

70ページにありますように、当財産区は208万2,643㎡の山林を所有し、管理しております。びわこ東部森林組合への出資金は6万3,000円でございます。

なお、いずれの財産区の決算につきましても、それぞれの財産区管理会で同意を頂い ておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(竹内薫君) これより3案についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、「認定第64号 令和2年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決

算の認定について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「認定第64号 令和2年度多賀町多賀財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、認定第64号は認定することに決定しました。

次に、「認定第65号 令和2年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の 認定について」の計論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「認定第65号 令和2年度多賀町大滝財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

〇議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、認定第65号は認定することに決定 しました。

次に、「認定第66号 令和2年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の 認定について」の討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「認定第66号 令和2年度多賀町霊仙財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の方は起立願います。

〔起 立 全 員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、認定第66号は認定することに決定 しました。

日程第27 「認定第67号 令和2年度多賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

〇会計管理者(奥川明子君) 「認定第67号 令和2年度多賀町農業集落排水事業特別 会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の78ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額は5,906万円で、歳入決算額は6,000万1,215円、前年度と比較して81万4,000円の減、歳出決算額は5,717万5,446円で、15万8,000円の減となり、歳入歳出差引残額は282万5,769円となりました。

令和2年度末現在で処理区域人口は468人で、人口普及率は6.2%、水洗化人口は349人で、水洗化率は74.6%となりました。

それでは、82ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入につきましては、県から高度処理施設維持管理県補助金56万6,000円や農 山漁村地域整備交付金204万円の交付を受けております。

- 20款繰入金は、一般会計から4,874万円を繰り入れました。
- 40款では、農業集落排水使用料として517万8,000円を収入いたしました。 続きまして、歳出についてご説明申し上げます。
- 83ページをお願いいたします。
- 5款総務費981万7,000円は、主に2人分の人件費でございます。
- 10款事業費は、施設の維持管理費、処理施設の点検費用などに1,843万6,00 0円を支出いたしました。
- 84ページ、公債費は、元金2,133万4,000円と利子758万8,000円の 計2,892万2,000円を償還いたしております。
- 85ページ、地方債につきましては、令和2年度末現在高は3億5,314万3,35 5円でございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第67号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第67号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28 「認定第68号 令和2年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

〇会計管理者(奥川明子君) 「認定第68号 令和2年度びわ湖東部中核工業団地公共 緑地維持管理特別会計歳入歳出決算の認定について」、ご説明申し上げます。

決算書の71ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は536万円で、歳入決算額は536万4,817円、歳出決算額

は486万4,340円で、歳入歳出とも、前年度より14万4,000円の増となり、 歳入歳出差引残額は50万477円となりました。

それでは、75ページ、事項別明細書をお願いいたします。

5 款財産収入は基金利子19万1,000円、15款繰入金は467万3,000円を 基金から繰入れたものでございます。

前年度からの繰越金は50万1,000円です。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。

5款総務費の486万4,000円は、主にびわ湖東部中核工業団地内の道路の草刈りおよび樹木剪定作業の委託料でございます。

77ページの基金でございますが、年度中に467万3,000円を繰り入れました ので、令和2年度末現在高は3億4,213万9,116円となっております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第68号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第68号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第29 「認定第69号 多賀町水道事業会計の利益の処分および令和2年度決算の認定について」および日程第30 「認定第70号 令和2年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の2案を一括議題とします。

初めに、代表監査委員寺西久和氏より、決算審査の結果の報告を求めます。 寺西監査委員。

[監査委員 寺西久和君 登壇]

○監査委員(寺西久和君) それでは、令和2年度水道事業会計、下水道事業会計の決算をしました結果についてご報告いたします。

8月6に、富永監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました令和2年度の水道事業会計、下水道会計決算について監査を実施しました。

令和2年度の決算報告書、財務諸表、事業報告書および付属明細書について、関係法 令に準拠して作成されているか、事業の経営成績および財政状況を適正に表示している か、関係帳簿および関係書類との照合等、通常実施すべき審査を実施しました。

審査の結果、決算の計数等に誤りはなく、事業の経営成績および財政状況を適正に表

示しているものと認められました。なお、審査結果につきましては、町長宛決算意見書 を提出しております。

まず水道事業会計ですが、経営状況については損失収支においても6,066万円の 当年度純利益となっております。これは、新型コロナウイルスの影響と推測される営業 収益の減少、営業外収益では水道加入金の減少、費用面でも工事の規模を縮小したこと により資産減耗費が皆減したことが要因となっております。

給水人口が前年度に比べ85人、1.1%減少し、給水戸数20戸、0.6%増加し、新型コロナウイルスの影響により営業用事務所の使用料が減少し、有収水量は6万4,894㎡、4.7%減少し、配水量は前年度に比べ、年間、1か月平均とも0.6%減少し、1日平均0.4%減少し、有収率においては、事業所、家庭の漏水が要因で、前年度に比べ4.1%の減少となっております。

引き続き、老朽管の更新や速やかな漏水調査の実施、発見、修繕を行い、有収率の向上に努められることを望みます。

財政状態については、財務の短期流動性を示す流動比率は、前年度より上回り、類似 団体全国平均よりは若干上回っております。これは、流動負債の未払金が大幅に減少し、 流動資産の現金預金が増加したことが大きな要因であります。

財務の長期健全性を示す自己資本構成比率は前年度より上回っていますが、類似団体 全国平均を下回っており、今後も経営状況を注視していく必要があります。

固定資産対長期資本比率は、前年度および類似団体全国平均を上回っており、施設改修等の投資により、近年、横ばい状態であります。

施設の利用状況については、施設利用率、負荷率は水道事業経営指標を上回っています。最大稼働率は水道事業経営指標を上回っており、最大稼働率が低いことは過剰投資を示し、100%に近いと安定した給水に問題があることを示しています。

続いて、8月20日に、富永監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査をしました。

審査の結果、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められます。

供給単価と給水原価については、給水原価が前年度より5円低くなり、給水単価と供給原価の差が約15.7円と縮まりましたが、以前のように給水原価が高い状況にあります。水道使用料の滞納額について、今後もより一層の収納率の向上に、給水収益の増収に努められたく望むものであります。

今後も老朽化による施設整備や維持管理に多額の費用が必要となり、企業債発行額、 元金償還も年々増加するため、水道事業の経営は依然として厳しい状況が続くと予想されますので、より慎重かつ適切な資金の運用に努められることを望みます。

さらに、多賀町水道ビジョンと多賀町水道事業計画に基づき、引き続き効率的な施設 整備や維持管理経費の削減に努められ、健全な経営の持続に向けた取組を進めるととも に、安全、良質、安定した水の供給をお願いするものであります。

次に、下水道事業会計においては、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定 等を適用し、公営企業会計方式に移行しております。

経営状況については、損失収支において1,597万円の当年度純利益となっております。

財務の短期流動性を示す流動比率は、開始時点より上回り、類似団体全国平均より下回っております。これは、損益勘定留保資金の補てん財源の余剰、純利益が生じたことにより、流動資産の現金、預金が増加したことが大きな要因であります。

財務の長期健全性を示す自己資本構成比率は、開始時点を上回り、類似団体全国平均を上回っております。

固定資産対長期資本比率は新たな施設整備も少なく、開始時点より下回り、類似団体 全国平均を上回っております。

業務実績については、処理区域内人口は前年度に比べ29人、0.4%減少し、普及率は前年度に比べ0.8%増加し、89.9%となっております。

処理区域内水洗化人口は前年度に比べ86人、1.3%増加し、水洗化率は前年度に 比べ1.7%増加し、95.5%となっております。これは、住宅団地の開発に伴い住宅 の建築が増加していることによるものです。

新型コロナウイルスの影響により、有収水量は前年度に比べ3万6,787 $\stackrel{\circ}{\mathrm{m}}$ 、2.8%減少し、有収率は0.8%減少し、82.7%となっております。

続いて、8月20日に、富永監査委員とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された経営健全化の審査をしました。

審査の結果、実質的な資金不足比率は算定されなく、良好な状態にあると認められます。

下水道使用料の滞納額について、今後もより一層の収納率の向上に、給水収益の増収に努められたく望むものであります。

今後の事業運営も施設整備に借り入れた企業債償還があり、依然として厳しい状況が 続くと予想されますので、より慎重かつ適切な資金の運用に努められることを望みます。

多賀町公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、引き続き効率的な施設整備や維持管理経費の削減に努められ、健全な経営の持続により一層取り組まれることをお願いするものであります。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長(竹内薫君) 続いて、「認定第69号 多賀町水道事業会計の利益の処分および 令和2年度決算の認定について」の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

〇地域整備課長(藤本一之君) 「認定第69号 多賀町水道事業会計の利益の処分およ

び令和2年度決算の認定について」、ご説明申し上げます。

多賀町水道事業会計の利益の処分および令和2年度決算につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、多賀町水道事業会計の利益の処分について、議会の議決をお願いするとともに、令和2年度会計決算につきましては、同法第30条第4項の規定に基づき認定をお願いするものでございます。

それでは、水道事業会計の決算概要についてご説明いたします。

決算書103ページをお願いいたします。

ただいまの監査委員様の方でご報告いただきました内容と重複する点が多うございますので、私の方につきましては割愛をさせていただいて、今回のコロナウイルスの影響によりまして有収水量の大幅な減少が見られております、その内訳といたしまして下の表の給水用途別の表を見ていただきますと、特に顕著な数字が表れておりますのがやはり事業所用になってございます。事業所用の対象といたしましては、企業様、工場、またサービスエリアがございます。特に高速道路の利用の減が非常に大きく、また企業様につきましてもコロナウイルスにより勤務体系を変えられた企業様もございまして、その辺が非常に影響を受けたものと考えております。

ページを戻っていただきまして、決算書87ページをお願いいたします。

経理の状況は、水道事業収益3億7,427万5,000円に対し、費用は3億467万3,000円となり、88ページの資本的収支につきましては、収入額5,099万円に対し、支出額2億637万2,000円で、不足額1億5,538万2,000円は、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

決算書89ページをお願いいたします。

右側の表の下から4行目をご確認いただきますと、損益計算書の結果、当年度の純利益につきましては、記載のとおり6,066万3,000円の黒字となってございます。

それでは、次に収益費用明細書によりまして、主なものを説明させていただきます。 決算書は94ページをお願いいたします。

収益的収支につきましては、損益計算書と整合させるため税抜額での説明とさせていただきますので、表の左から5列目の金額でご確認をお願いいたします。

収益的収入の水道事業収益の主なものとしまして、1項営業収益では、家庭用、営業用、事業所用、官公署用など、使用料収入が2億3,362万円となっております。新型コロナウイルスの影響もあり、前年度と比較しますと1,144万9,000円の減となっております。

2項営業外収益では、2目他会計補助金として、企業債の償還に充当するため一般会計から6,849万7,000円、5目長期前受金戻入は繰延収益を収益化した額3,543万4,000円を計上いたしております。

95ページの収益的支出の水道事業費用の主なものとしまして、1項営業費用、1目7節委託料では、水質計器、電気計装、浄水処理設備等の保守点検や原水水質検査、水

道施設点検業務委託など、各施設を安定して稼働させるため1,818万5,000円の 委託を行っております。

97ページの5目減価償却費では、1億6,693万円となります。建物、構築物、機械および装置などの固定資産減価償却費用となっております。

2項営業外費用の1目支払利息および企業債取扱諸費では3,945万円の企業債利 息を支出しております。

99ページの資本的収入の主なものとしまして、5項企業債では、施設の整備事業等に充当するため5,000万円の借入れを行ったものでございます。

100ページの資本的支出としまして、1項1目水道改良費、7節工事請負費では、 決算書105ページに記載のとおり、土田地区水源地取水施設整備工事や土田地区導水 管布設工事など全3件、9,851万2,000円の工事を実施しております。

2項企業債償還金では、施設整備等で借入れしたものを合わせて9,762万9,00 0円の元金償還を行っております。

決算書108ページをお願いいたします。

企業債の概況ですが、令和2年度において9,762万9,000円を償還し、新たに5,000万円を借り入れた結果、令和2年度末残高は27億7,584万8,976円となっております。

なお、109ページ以降に企業債の明細書を添付しております。

続きまして、未処分利益剰余金の処分についてご説明をさせていただきます。

決算書末尾の111ページをお願いいたします。令和2年度純利益を積み増しした結果、未処分利益剰余金は15億4,119万3,095円となり、このうち減債積立金へ150万円、建設改良積立金へ同じく150万円の合計300万円を処分し、繰越利益剰余金を15億3,819万3,095円とするもので、議会の議決によって処分をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し 上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第69号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第69号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩したいと思います。

議場の時計で2時40分まで。

(午後 2時39分 再開)

〇議長(竹内薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第30 「認定第70号 令和2年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長(藤本一之君) 「認定第70号 令和2年度多賀町下水道事業会計決算の認定について」、ご説明を申し上げます。

令和2年度下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規 定に基づき議会の認定をお願いするものでございます。

下水道事業につきましては、令和2年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用した公営企業会計方式による経理に移行しており、経営の健全化および効率化を図りながら、より適切な事業運営に努めております。

それでは、下水道事業会計の決算概要についてご説明をいたします。

決算書は113ページをお願いいたします。

収益的収入の下水道事業収益では、予算額4億3,296万8,000円に対し、決算額4億3,712万8,000円となり、うち仮受消費税および地方消費税2,366万1,000円となっております。

収益的支出の下水道事業費用では、予算額4億2,641万3,000円に対し、決算額4億1,852万円となり、うち仮受消費税および地方消費税は1,299万2,000円となりました。よって、収入支出差引額1,860万7,000円となっております。

114ページの資本的収入では、予算額1億5,397万1,000円に対し、決算額1億5,211万8,000円となりました。資本的支出では、予算額2億7,943万1,000円に対し、決算額2億7,721万9,000円となり、不足額1億2,510万1,000円は、引継金、消費税資本的収支調整額および損益勘定留保資金で補てんをしております。

決算書115ページをお願いいたします。

右の表の下水道事業損益計算書では842万3,000円の経常損失となりましたが、特別利益により純利益1,597万3,000円となりました。

それでは、次に収益費用明細書により主なものを説明させていただきます。

決算書は120ページをお願いいたします。

収益的収入の下水道事業収益として、1項営業収益では、1目下水道使用料につきまして新型コロナウイルスの影響による減収となり、2億1,739万円となっております。2目汚水処理負担金では、汚水処理に係る企業債の元利償還金分を一般会計から負

担金として538万4,000円を繰り入れていただいております。

2項営業外収益では、2目他会計補助金として収益的支出に係る一般会計からの繰入 金6,256万5,000円を繰り入れていただいております。3目補助金につきまして は、ストックマネジメント計画策定および事業計画の変更に係る国庫補助金として社会 資本整備総合交付金1,204万5,000円を収入しました。4目長期前受金戻入につ きましては、繰延収益の収益化として8,173万1,000円を収益計上しました。

3項特別利益では、平成30年度の消費税および地方消費税に係る還付金445万3,000円と琵琶湖流域下水道東北部処理区の第5期経営計画が令和元年度に終了したことによる維持管理負担金の剰余金3,153万7,000円が返還されたことから、消費税を除く2,961万5,000円を特別利益として計上しました。これにより、令和2年度につきましては、一般会計からの繰入金を減額いたしております。

決算書121ページをお願いいたします。

収益的支出の下水道事業費用として、1項営業費用、1目管渠費につきましては、下水道管渠およびマンホールポンプに係る維持管理費用として3,670万5,000円を支出しております。令和2年度は、今後老朽化していく下水道施設の適正な管理を行うための点検調査計画である多賀町公共下水道ストックマネジメント実施方針を策定しました。また、多賀町公共下水道事業計画の計画期間が令和2年度末で終了することから、計画期間を令和7年度末まで延伸し、琵琶湖流域下水道東北部処理区全体計画との整合を図りつつ、計画区域や計画人口等の見直しを行いました。

122ページ下段の3目流域下水道維持管理負担金につきましては、汚水処理に係る 負担金としまして、一般排水61.6円、特定排水69.1円を1㎡辺り単価として9, 078万3,000円を支出しております。

決算書123ページをお願いいたします。

4目減価償却費につきましては、有形固定資産1億8,228万3,000円、無形固定資産2,091万2,000円を費用化しております。

2項営業外費用では、1目支払利息および企業債取扱諸費につきまして、企業債の利息4,511万5,000円を支出いたしました。

決算書124ページをお願いいたします。

続きまして、資本的収支明細書より主なものを説明させていただきます。

資本的収入では、第1項企業債につきまして、藤瀬地区雨水排水路整備に係る企業債780万円、中川原工業団地の管渠およびマンホールポンプの整備に係る企業債として910万円、流域下水道建設費負担金に係る企業債として1,200万円、資本費平準化債6,000万円の合計8,890万円を新たに借り入れております。

2項他会計出資金につきましては、一般会計からの資本的支出に対する繰入金として 4,577万3,000円を出資金として繰り入れております。

3項補助金につきましては、藤瀬地区雨水排水路整備に対して社会資本整備総合交付

金784万2,000円と一般会計補助金14万4,000円を収入し、中川原工業団地の管渠およびマンホールポンプの整備に対し、社会資本総合整備交付金910万円を収入いたしました。

決算書125ページをお願いいたします。

資本的支出では、第1項建設改良費、2目管渠整備事業につきまして、藤瀬地区雨水排水路整備工事、中川原工業団地の管渠およびマンホールポンプの整備工事に対する請 負工事費として3,284万2,000円を支出いたしました。3目流域下水道建設費負 担金につきましては、1,203万7,000円を支出いたしました。

第2項企業債償還金では2億3,079万2,000円の元金償還を行い、130ページに記載のとおり、期末残高24億5,438万8,536円となりました。

決算書134ページをお願いいたします。

未処分利益剰余金の処分についてご説明をさせていただきます。令和2年度の純利益 1,597万3,952円が未処分利益剰余金となり、多賀町下水道事業の剰余金の処分 等に関する条例第2条第1項第1号の規定に基づき、減債積立金へ100万円積み立て、 繰越利益剰余金を1,497万3,952円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し 上げます。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第70号については、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第70号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

〇議長(竹内薫君) 日程第31 「発意第2号 多賀町議会基本条例について」を議題 とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

川岸真喜議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 川岸真喜君 登壇〕

○11番(川岸真喜君) それでは、「発意第2号 多賀町議会基本条例について」の提案説明をいたします。日程表の中に議案がありますので、ご覧いただきたいと思います。 初めに、提案に至る経緯について説明いたします。

地方分権の改革が推進される中、町長と並んで二元代表制の一翼を担う地方議会の果たすべき役割はますます重要になってきております。

これまで、多賀町議会においても、住民に開かれた議会へを目標に、平成25年から継続して議会改革特別委員会を設置し、一問一答制の導入や、町内各種団体との意見交換会、議会改革の先進地視察などに取り組んでまいりました。

その中で、議会の基本理念や活動内容、住民との関係、町長と執行機関との関係について定めた基本条例を制定し、それに基づいた議会活動を行うことが重要であるとの認識を共有することになり、昨年、議会基本条例の制定を特別委員会の重点課題に上げ、取り組んでまいりました。

まず、少人数の作業部会で原案を作成し、その後、11名の議員全員で構成される議会改革特別委員会で原案の修正協議を行い、条文の内容、文言について合意に至りました。原案の作成とその後の修正協議におきましては、数か月にわたり建設的かつ貴重なご意見を賜り、終始熱心にご議論いただいた11名の全ての議員の皆様に感謝と敬意を申し上げますとともに、先進地の資料調査、事務作業など、多賀町独自の議会基本条例案となるよう共にご尽力いただいた議会事務局の職員の皆様に改めて敬意を表する次第であります。

次に、条例の内容について説明いたします。本文をご覧ください。

本条例は、前文と17条の条文、そして付則からなり、前文には議会活動の基本理念、第1条には条例の目的が書かれています。第4条では、町民と議会との関係について、住民への説明責任や住民との意見交換の必要性が示されています。第5条では、町長と執行機関と議会との関係について、予算を執行する権限のある町長に対し、議会には議決、調査等の権限があることなど、二元代表制における議会の役割について示されています。第9条には、議会が責任ある決定を行うための議員間の活発な討議の必要性を示し、議会のあるべき姿を示しています。第17条では、議会は常に条例の目的が達成されているかの検証と見直しを行い、必要なときは条文の改正に臨まなければならないことが示されています。

そして、最後の付則におきまして、本条例の施行日を令和4年4月1日と示されています。

以上が議会基本条例の提案に至る経緯と内容となります。

本条例には、住民が求める安全で住み良いまちをつくるために議会がどのような役割を果たすべきか、また議会がその機能を十分に発揮し、住民の負託に応える活動はどうあるべきかを定めております。本条例がこれからの町政の発展に大きく寄与することを願い、また議員各位におかれましては議案の趣旨をご理解いただきご賛同賜りますことをお願い申し上げ、多賀町議会基本条例の提案説明とさせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長(竹内薫君) これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発意第2号 多賀町議会基本条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起 立 全 員〕

- O議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、発意第2号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(竹内薫君) 日程第32 「請願第2号 国に対し所得税法第56条廃止の意見 書提出を求める請願」を議題とします。

本請願について、紹介議員の川添武史議員より、請願趣旨の説明を求めます。 9番、川添武史議員。

[紹介議員 川添武史君 登壇]

○9番(川添武史君) 今回議題になっております請願第2号は、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める請願書ですが、所得税法第56条は昭和25年ぐらいの家長制度のときにできた制度であります。この今の大西会長をはじめ、いろいろ女性の方の、特にこの請願は女性の権利を求めた請願でもあります。

多賀町議会は6月議会でも、夫婦同氏を維持し旧姓の通称使用の拡充を求める意見書の提出を求める請願も、ジェンダー平等の社会、誰もが多様性を認められる社会を実現することも必要とし、各議員の賢明な意思で不採択になりました。

国は平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布され、男女が互いにその人の人権を尊重して能力を十分に発揮できる男女共同参画社会実現のために作られました。多賀町も女性課長が誕生し、また今回、初めて女性の議員も誕生いたしました。

この請願の趣旨を朗読させていただきます。

私たちの中小業者は地域経済を底辺から支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティづくりに貢献をしてまいりました。しかし、事業主とともに働き、営業を支える家族従業者の働き分は、所得税法第56条「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」という条文の趣旨であります。必要経費として認められていません。

配偶者が年86万円、それ以外の子どもたちは年50万円が控除されるだけであります。最低賃金にも満たない額です。そのことが、低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因にもなっております。このことが後継者不足にもつながっています。

同時に、所得税法第57条で一定の記帳義務を条件に、税務署から青色申告の承認を 得た場合のみ必要経費に算入することができます。これは税務署長の判断で、いつでも 一方的に取り消すことができる条項であります。所得税法第57条では、私が常に行政にも言うてますとおり、単独現金主義の記帳やなしに、発生主義の記帳でやっていただきたいというようにずっと言うております。この第57条は、発生主義の記帳を付けなさいということであります。普通の父ちゃん母ちゃんの店では、とてもこれはできません。できる自治体、行政でもなかなかやらないような大変な事務事業であります。

所得税法第56条の制定時から70年近くが経過した現在、会計知識の向上、パソコン会計の普及など、青色申告と白色申告との間には実質的な差異はありません。さらには、2014年1月に全ての事業者に記帳が義務づけられました。記帳義務強化のための差別条項でもある所得税法第56条の存立の根拠も既になくなっております。

世界の主要国では、青色、白色の区別はありません。家族従業者の給料を経費とするのも当然としております。労働に対して正当な評価と報酬を得ることは権利でもあります。自立して生きるための基本的な要件であります。

日本の所得税法第56条は、国連女性差別撤廃委員会でも問題だと勧告を受けております。また、日弁連も、「専従者給与制度の見直しを検討すべきである」と、所得税法第56条および第57条の見直しを求めています。

全国では550を超える自治体が、また滋賀県では野洲市、愛荘町、旧安土町、米原市が、「働き分を認めない所得税法第56条は人権侵害だ」として国に意見書を上げています。地域経済の担い手である中小業者の地位向上と地域経済の発展とジェンダー平等社会の実現のためにも、多賀町でも所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出していただくようにお願いします。皆様の賢明なご意見を頂きたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

- ○議長(竹内薫君) 請願第2号については、会議規則第92条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにします。
- 〇議長(竹内薫君) 日程第33 「陳情第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処 し地方税財源の充実を求める意見書の提出について(依頼)」を議題とします。

職員より、陳情書の説明を行います。

(朗 読)

- 〇議長(竹内薫君) お諮りします。陳情第1号については、会議規則第92条第1項の 規定により、総務常任委員会に付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。
 - 〔「異議なし」の声あり〕
- 〇議長(竹内薫君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(竹内薫君) これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日からの日程につきましては、別紙の会期日程表のとおり進めていきたいと思いま

すので、よろしくお願いをいたします。

なお、再開は9月6日午前9時30分とし、一般質問を行います。 長時間にわたりご審査いただき、誠にありがとうございました。 本日はこれで散会します。

(午後 3時16分 散会)

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹内 薫

多賀町議会議員 松居 亘

多賀町議会議員 菅森照雄